



社会福祉法人豊橋市福祉事業会 豊橋あゆみ学園

梅雨入りをして、蒸し暑い日が続いていますね。でもこのじとじとした梅雨の時期が終わったら、いよいよ夏がやってきます。しっかり雨水が溜まって、夏に水不足にならず思いっきりプールで遊べるように、今はじっと我慢してお部屋での遊びを楽しみましょうね。



7月の予定

- 7日(水) たなばた会
- 14日(水) 父母の会座談会
- 21日(水) 分離保育 りんご組
- 23日(金) 海水浴
- 26日(月) たんじょう会

(職員出張)

- 7月 2日(金) 蒲郡 幾田
- 12日(月) 豊川 幾田



- 21日 ののかちゃん 3歳
- 24日 るきとくん 4歳

外来保育 13:30~14:30

今月よりAグループを2つにわけ実施します。(担当 中島・佐藤)

グループ:H20年9月生まれまでのお子さん

- 1日(木)・8日(木)・13日(火)
- 20日(火)・27日(火)

グループ:H20年10月生まれからの小さいお子さん

- 1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)

Bグループ (担当 石田) 5日(月)・12日(月)

6月9日りおちゃんに弟ができました。

汰知(たいち)くんといいます。

またあゆみにも来てくれると思います。

楽しみですね!

補装具・日常生活用具の支給について

身体障害者手帳をお持ちのお子さんは、その手帳の等級により身体機能の補完、または代替する用具として補装具が支給されます。お子さんの車椅子やバギー、そのほか立つ練習のための短下肢装具、座位保持装置(姿勢を整えて座る椅子)、歩行器等を製作していますが、この支給制度を使い製作をしています。費用の自己負担額は、原則一割となります。しかし所得に応じて月額負担上限が設定されています。



またこれとは別に日常生活用具費の支給制度があります。これは在宅の障害を持つ方が、支障なく日常生活をおくることができるようにするための用具に対する制度です。日常生活用具には、様々なものがあります。例)特殊寝台・便器・入浴補助用具・電気式たん吸引器・頭部保護帽・ストマ用具(代替の紙おむつを含む)当園では、紙おむつや頭部保護帽をこの制度で支給されている方が多いと思います。自己負担額は補装具と同様費用の原則一割となり、所得に応じての月額負担上限が設定されています。

補装具・日常生活用具ともに支給額がそれぞれ決まっており、それ以上の値段の物について差額は自己負担となります。補装具、日常生活用具ともに、各市町村により支給の条件や申請方法が異なる場合が多いので、支給を希望される方は、一度役所でお子さんがどのような物が支給の該当となるのか、また申請はどうすればいいのかを聞いていただくと良いと思います。

補装具の場合は医師の意見書、日常生活用具の場合も一部医師の意見書が必要になります。(希望する物により整形外科・小児科・耳鼻科の主治医の先生の見解が必要ですが。)整形外科医師の見解書については、あゆみ学園でも診察時に書いていただけますのでご相談下さい。



おねがい

毎年あちこちで、水疱瘡・おたふくかぜの流行の話をききますが、今年はまだそのような情報は聞いていません。流行していないこの時期に、予防接種が済んでいないお子さんは、接種の検討をお願いします。

水疱瘡・おたふくかぜ、どちらも任意接種になっており、実費がかかってしまいますが、主治医の先生と相談の上でお願いいたします。また日本脳炎につきましては、積極的推奨をしていません。希望の方は役所に行けば無料の用紙がいただけると思いますので、こちらについても主治医の先生と相談の上で、お願いいたします。